□議員名:藤岡修美

1 ふるさと納税の活用によるまちづくりについて

論点	ふるさと納税の理念について、どのように考えているか。
回答	ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択する制度である
	こと、生まれ故郷や世話になった地域に力になれる制度であること、
	自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びか
	け、自治体間の競争が進むことである。

論点	ふるさと納税の恩恵を受けている自治体があるが、本市の実態、状
	況はどうか。
回答	全国の広範囲の方から寄附を集めることができて自主財源を確保で
	きる。それから、市内の事業者が返礼品を提供することによって地
	域経済の活性化に寄与している。

論点	本市ふるさと納税の金額、活用状況はどうなっているか。
回答	初年度303万円余りの寄附額からスタートし、令和2年度は1億
	6,468万円余りの寄附額を受け入れた。寄附金を活用した本市の
	令和2年度事業の代表例は、子ども医療費助成拡充事業、図書資料
	購入事業、現代ガラス展開催事業などがある。

論点	本市から他自治体にされているふるさと納税の金額はどのくらい
	が。
	令和元年度1,031件、9,015万円余り。令和2年度は1,44
	6件、1億1,498円余りとなっており、ふるさと納税の市場規模
	に比例して増加傾向にある。

論点	山陽小野田市民は山陽小野田市にふるさと納税ができるのか。
	ふるさと納税は、他の自治体に寄附の形で支援した場合にその住民
回答	税を軽減するものだが、寄附する自治体への制限ということはない
	ので、住んでいる自治体に寄附するということは可能である。

論点	公益的活動を行っている団体を対象に寄附者が団体を指定して寄附
	できるふるさと納税制度があるが、本市でもできるか。
回答	幾つかの事業をピックアップして寄附の使い道を示し、賛同した方
	からの寄附金を市と団体が協力して実施するような事業に充てるこ
	とは、本市においても協創によるまちづくりの観点から市による団
	体への支援方法としてふさわしいと考えている。

2 スポーツによるまちづくりの推進について

論点	国の指導により行政主体で設立された総合型地域スポーツクラブ
	が、休止、廃止された状況について、市はどのように考えているか。
回答	国の調査によると、廃止・統合されたクラブや活動休止となったク
	ラブもあり、統廃合や活動休止となった理由はクラブごとに異なる。
	理由の多くは役員や会員の高齢化による世代交代のための人材不足
	や、また近年ではコロナ禍での活動停滞等がある。

論点	確かな財政基盤を築くことが総合型地域スポーツクラブの運営を支
	える前提条件だが、市としてどのような助成ができるか。
回答	クラブの活動で体育施設等を利用する場合にその利用料を半額助
	成、減免している。総合型地域スポーツクラブの重要性は議論され
	ており、今後、市としてどのような支援の仕組みづくりができるの
	か研究していきたい。

論点	公民館から地域交流センターに移行後も、総合型地域スポーツクラ
	ブの活動拠点になれるのか。
回答	本市の総合型地域スポーツクラブは、地域が主体となってスポーツ
	を通じた様々な活動を行っており、地域交流センターは、地域づく
	りの拠点施設として幅広い地域活動を実践できる場となることか
	ら、活動拠点として引き続き利用できる。